



みなもと小の児童に 身につけさせたい4つの力

- 1 人を大切にする力
- 2 自らの考えを持つ力
- 3 自分を表現する力
- 4 チャレンジする力

明日から夏休み、感染対策をしっかりとって楽しい夏休みを！

今日（7月31日）で、48日間（例年70日間くらい）の1学期が終了しました。コロナウイルス感染症の関係で学習時間数確保のために、明日から8月19日までの19日間（例年30日間くらい）の短い夏休みになります。

子どもたちは、1学期の48日間、コロナウイルス感染防止の取り組みをしっかりと頑張ることができました。また、4月・5月の学習の遅れを一生懸命学習し、だいぶ取り戻すことができました。このコロナ禍の中で本当によく頑張ったと思います。明日からの夏休み、例年より短い休みではありますが、感染予防をしっかりと行い、家族との時間を大切に、夏をできる限り楽しんでほしいと思います。2学期始業式の日、元気に会えることを楽しみにしています。

保護者の皆様・地域の皆様には、コロナウイルス禍で大変な1学期だったと思いますが、学校へのご協力ありがとうございました。明日からの19日間の夏休み中、子どもたちが事故事件にあわないように、また、感染予防につきましてご指導をお願いします。コロナ禍の中ではありますが、思い出深い楽しい夏休みになりますようにご協力をお願いします。



2年生校区探検（水宮神社）

7月9日（木）に2年生が生活科の探検で水宮神社に行きました。神社では、本校の元校長 有野正樹先生に、水宮神社のいわれや地域人々の願い等についてお話を聞いたり、境内を散策したりしました。2年生ということで、水宮神社について知らない子がたくさんいたと思いますが、水宮神社はこの地区の守り神として、昔から地域を見守ってきた大切な神社です。また、昔からの水害に対して、人々の願いとともに守ってくれている神社でもあります。今は、子どもたちと



水宮神社の接点は、初詣でお参りするくらいではないでしょうか？私が子供の頃には、ここも遊び場の一つで、缶蹴りをしたり、アリジゴクを探したりして遊んだ記憶があります。時代が変わるとともにその価値や意義が薄れ、神社で遊ぶこともお参りすることも少なくなり寂しいです。それも時代で仕方ないと思わざるを得ませんが、学校教育では地域を学び、今地域とともに生きている実感を持たせていきたいと思います。

3年社会科見学

7月15日（水）に3年生が社会科見学で、市内のトヨタホームの工場に行きました。工場見学も一時期停止していましたが、再開していただき、見学することができました。3年生では、主に市内のことを学習します。その一つ「働く人と私たちの暮らし」の学習で、トヨタホームを見学させていただきました。子どもたちは、工場の大きさに圧倒されながら、家ができるまでの仕組みや工場に働いている人々の様子や工夫、苦労、願い等を学習しました。今、県教委では「キャリア教育」を推進し、各学校で取り組みを始めています。市内のお店・工場等の見学を通して、自分の将来をイメージすることも「キャリア教育」の一つです。今、お家の方の働く姿が見えにくい世の中ですので、なおさら、社会科見学が大切になっています。



5年生林間学校

7月28日(火)・29日(水)に5年生が林間学校で、ハヶ岳少年自然の家に行きました。本当は6月のはじめを予定していましたが、コロナウイルスの関係で10月に予定を変更しました。しかし、その後コロナウイルスの状況が2学期になっても収束の見込みがないこと、2学期が1学期の予定を変更した多くの学校と一緒に密状態が避けられないこと、今なら貸し切り状態で施設を利用できることにより、再度予定を変更しての実施となりました。

梅雨がなかなか明けず、小雨や曇りの中での実施でしたが、里とは違う高原のすがすがしい自然の中で、美し森ハイキングやナイトハイク、冒険ハイク、焼杉のプレートづくりなどのプログラムを安全に楽しく行うことができ、仲間との強い絆をつくることができました。これからも、仲間とともに、さらに絆を深め、素晴らしい源小の高学年に成長して行ってほしいと思います。



児童虐待について考えましょう！

毎年、児童虐待で幼い命が奪われる事件がおきています。先日も東京で母親が3歳の娘を放置し死亡させ逮捕されたことが報道されました。また、昨年目黒区では、5歳の女の子に食事を与えず栄養失調に陥らせ、病院に受診させず放置、肺炎による敗血症で死亡させた夫婦が逮捕起訴されました。「もっとあしたはできるようにするからもうおねがいゆるして」と書いたノートが報道されましたが、この子の気持ちを考えるといたたまれない気持ちになります。

2019年に全国で摘発された児童虐待事件は1972件(前年の1.4倍、過去最高)、被害にあった子どもは1991人で死亡した子どもは54人でした。後をたたない児童虐待事件、われわれ大人は、暴力によるしつけ、愛のむちは、現在では通用しないということをもう一度認識し直さなければならないのではないのでしょうか。



以下に、2000年5月に施行された「児童虐待防止に関する法律」についてまとめました。ご一読いただけたらありがたいです。

◇児童虐待防止法

正しくは「児童虐待の防止に関する法律」です。この法律は児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、児童の心身の発達や人格の成長に重大な影響を与えることやそのことが日本の将来の世代の育成に支障がでることを考え、児童虐待の禁止・早期発見・防止・保護・支援などについての国・地方公共団体の責務を定め、施策を促進することとしています。

◇児童虐待の定義

児童虐待とは、親または親に代わる保護者等が「子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長・発達を阻害すること」を言います。しばしば「しつけだ」とか「愛情表現だ」という意見もありますが、たとえその行為が親の思いから出たものであっても、その行為が子どもの心身を傷つけ、発達を阻害するものであれば、それは児童虐待です。

◇児童虐待の種類

- 【身体的虐待】 児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。 例 殴る ける 火傷させる 戸外に締め出す等
- 【性的虐待】 児童にわいせつな行為をすること。またはさせること。 例 性的行為の強要等
- 【ネグレクト】 児童の心身の正常な発達を妨げるような減食、または長時間の放置など、保護者としての看護を著しく怠ること。 例 家に閉じ込める 自動車に放置する 受診させない 登校させない 食事を与えない 病気なのに病院に行かせない 不清潔なままにしておく等
- 【心理的虐待】 児童に対する著しい心理的外傷を与える言動 また、児童の前での配偶者へ暴力等 例 言葉による脅し 無視 拒否 兄弟間の差別的扱い等

◇学校の責務

児童虐待防止法5条では、学校の教職員は、日常的に関わる時間も長く、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚して、児童虐待の早期発見に努めなければならないことが明記され、また、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見したものは、速やかに通告しなければならない。」としています。(第6条)

学校は、子どもの教育を司る機関であり、その根底には子どもの生命と安全を守ることが重視されなければなりません。学校は児童虐待を早期に発見し、専門機関等への通告をはじめ、安全確保の適切な措置をとることが求められています。